

# 見積依頼書

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊東北補給処  
調達会計部長 市沢 壮史

以下のとおり見積を依頼します。

## 1 見積依頼

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
3NJA1ST00010		3NJ61CB0001 0001				NEC-Z100011C	
品名 または 件名							
外部被ばく線量測定役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
予定数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
96.00	SH				1		
納地または工事場所				引渡場所			
東北処				東北処 整備部 化学課			
搬入場所				納期または工期			
東北処 整備部 化学課				令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日)			

## 2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 東北補給処 調達会計部 契約課契約班

## 3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：

提出日時場所：令和5年3月28日(火) 11時00分

## 4 決定方式及び契約方式

決定方式：単価 契約方式：随意契約

## 5 注意事項

- 見積金額に消費税額は含めないで下さい。(発注時に、官側で加算します。)
- 見積書は、郵送・FAX又は持参して下さい。

## 6 契約条件の概要

- 契約条項は、「入札及び契約心得」及び「補給処等用標準契約書」の各条項によるものとし、調達会計部契約課事務室又はホームページにおいて閲覧できます。
  - 契約後、納期遅延の場合は、遅滞料として遅延1日につき契約金額の1000分の1を徴収します。
  - 契約違反による契約解除の場合は、違約金として解除部分の100分の10以上を徴収します。
  - 支払いは履行完了後適法な請求書を受領してから15日以内に支払います。ただし、契約書等を取り交わした場合は、その定めによります。
  - 契約物品の全部または主要部分の製造、組立、改造、回収または修理等(以下「製造等」という。)を第三者に請け負わせようとする場合は、下請負承認申請書を契約担当官等に提出し承認を受けて下さい。  
なお、下請負承認申請書の様式については、「入札及び契約心得」別紙様式第16-1下請負(承認申請)(届出)書、承認書を参照して下さい。
  - 同等品に関する事項  
ア 同等品申請・提出期限  
調達要領指定書に記載してある規格以外で見積りを行う場合は、当該カタログの写しとともに同等品判定依頼書・同等品判定内訳書を提出すること。令和5年3月16日(木)12時まで本官の手元に届いたものに限り有効とする。期限までに提出が無い場合は、同等品による見積りは認めない。  
イ 結果通知  
申請のあった日から入札日の前日までに通知する。
- (7) 見積書の余白等に「入札及び契約心得」及び「暴力団排除に関する誓約事項」を遵守する旨を記載して下さい。

〒983-8580 宮城県仙台市宮城野区南目館1-1

陸上自衛隊東北補給処 調達会計部 契約課

問合せ先：TEL 022 (231) 1111 (内線) 4145

FAX 022 (231) 1127 (直通) 担当 (契約班：佐藤)

仕様書に関する問い合わせ

装備計画部化学課 担当 梶浦 (内線) 4418



調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	2 N J 6 1 C B 0 0 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 3 月 2 日
	作 成 部 隊	装 備 計 画 部 化 学 課
	作 成 年 月 日	令 和 5 年 3 月 2 日
品 名	外 部 被 ば く 線 量 測 定 役 務	
仕 様 書 番 号	N E C - Z 1 0 0 0 1 1 C	

指定事項

2.4 測定器材

測定器材名及び数量は、次の表のとおりとする。

測定器材名	予定数量	備考
広範囲用ガラスバッジFS型, 広範囲用TLDバッジ(型式:WH型) 又は同等品	年間96枚/人分 (1名1回) (月8個基準)	当月の数量は発注書にて表示し、氏名等は別途連絡するものとする。

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
外部被ばく線量測定役務	NEC-Z100011C	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作成	平成25年 2月15日
	変更	令和 3年 2月19日
	作成部隊等名	東北補給処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において放射線業務に従事する自衛隊員（以下，“隊員”という。）の外部被ばく線量測定の外注役務について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

#### 1.2.1

#### 測定器材

個人が受けた線量（外部被ばく量）を測定するための小型の線量計のことをいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

#### b) 法令等

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）

## 2 測定に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は，“放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律”（以下，“法令”という。）に基づき、次による。

- 1日を始期とする1か月ごとに、隊員が受けた外部被ばくによる線量を測定し、実効線量及び等価線量の算定を行い、結果をとりまとめて報告する。
- 毎月測定した結果を、法令に定められた期間ごとに、隊員個人別に累計し、結果を報告する。

### 2.2 測定時期・回数

時期は月末を基準とし、回数は月1回の年12回実施する。

### 2.3 測定基準

測定基準は、法令による。

### 2.4 測定器材

測定器材は、次による

- a) 測定器材は、契約の相手方が準備し、毎月更新する。
- b) 測定器材名及び数量は、調達要領指定書によって指定する。

### 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

### 4 その他の指示

#### 4.1 提出書類

提出書類は、表1のとおりとし、検査官等へ提出する。

表1-提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	備考
1	測定結果報告書	1	測定器材使用終了日の翌 月末までに提出	2.1 a)の規定による。
2	個人用報告書	1		測定対象者個人への 配布用とする。
3	測定結果報告書（個人）	1	法令に定められた期間の 末日の翌月末までに提出	2.1 b)の規定のとおりとし、1人1葉で作 成する。

#### 4.2 秘密保全

契約の相手方は、GLT-CG-Z500002の6.1及び6.2による秘密保全等の取り扱いに万全の注意を払わなければならない。

#### 4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。